

申請におけるQ & A

【その他の業種】

Q 1 対象経費の確認はどのようにして行うのか

A 1 各事業者で保管している勘定元帳や経費毎のレシート、請求書、領収書などを確認します。

Q 2 請求月と支払月が異なる場合、どちらを基準に該当する月を決定すれば良いか

A 2 該当する月の決定については、基本的には支払月に応じて、該当する月を決定してください。ただし、様々な事例が想定されることから以下の例を参考にし、判断が付かない場合は、ご相談ください。

添付書類	例	左記の場合の該当月
勘定元帳、クレジットの明細	実際の請求月（使用月）は8月分であるが、会計の都合あるいは支払いの都合で10月に算入（決済）されている	10月分として計算
請求書	ガス代や電気代の請求書などに10月請求分と記載があるが、実際に支払ったのは11月である。	11月分として計算
領収書	領収書に記載されている日付は9月であるが、何月使用分の領収書であるかは分からない。	9月分として計算
レシート	燃料をガソリンスタンドで都度入れており、レシートに12月の日付が印字されている	12月分として計算

Q 3 レシートなどの帳票を全て提出しなければならないのか

A 3 勘定元帳の写しは、帳票の添付が不要です。ただし、勘定元帳の写しを提出する場合は、余白に会社名を記載し、社判を押印してください。勘定元帳が無い場合は、任意で選んだ月ごとの帳票を全て提出いただく必要があります。

Q 4 帳票類は全て担当税理士で保管している場合は

A 4 担当税理士の署名、押印（任意様式）いただければ、事実と相違ないと判断し、帳票類の添付を省略することができます。

Q 5 既に処分してしまった（確認ができない）経費は含められるか

A 5 含められません。ただし、勘定元帳に記載がある場合や、担当税理士によって確認が取れている場合はこの限りではありません。

Q 6 村内に複数事業所（店舗等）を所有する場合、申請は何度も可能か

- A 6 申請は1事業者につき1度となります。村内に複数事業所を所有する場合は、経費を合算して申請が可能です。もしくは、業種が異なる場合は、事業所判断のうえ、優位な業種区分で申請してください。
- なお、代表者が同一であっても法人格が別であれば、それぞれ申請することが可能です。

Q 7 自宅兼事務所であり電気代やガス代に家庭分が含まれている場合は

- A 7 確定申告と同様に、家事按分（事業に使用した割合を合理的な理由に基づき按分すること）により、事業用の使用金額を算定してください。使用した割合については、使用時間や日数、床面積などが利用できます。また、家事按分をする際は、備考欄にその旨を記載してください。

Q 8 家事按分する際の割合に決まりはあるか

- A 8 明確な割合はありません。ただし、家事按分をする際は、その経費の性質から、時間や日数、消費割合など、客観的な指標を用いて合理的な経費計上でなければなりません。家事按分を用いる場合は、申請書の備考欄にその割合を明記してください。
- 例：自宅兼事務所のため、電気代及びガス代家事按分（事務所面積率50%）

Q 9 電気代やガス代が家賃にすべて含まれている場合は対象とするか

- A 9 対象となりません。賃貸借契約書内で電気代、ガス代が明記されていても、定額で家賃あるいは共益費として支払いがされており、価格高騰による影響を当該部分では受けていないと判断し、対象外とします。

Q 10 電気代などの請求書に記載する契約者名や住所が申請事業者と異なる場合は

- A 10 原則対象となりません。電気代、ガス代などの請求書に記載される契約者名は申請者名である必要があります。
- ただし、自宅兼事務所であって、世帯主名で契約しているなどの場合は、申請書の備考欄にその旨を記載いただき、合理的な理由であると認められる場合は、対象とします。

Q 11 ネットで閲覧できる電気代やガス代の使用量画面の写しを添付することで請求書や検針票などの代わりとなるか

- A 11 代用可能です。ただし、料金や使用量だけでなく、契約者名や住所が確認できる状態であることが条件となります。

大玉村燃料高騰対応中小企業等応援金

Q12 2ヶ月分をまとめて支払った場合はどうなりますか？

A12 複数月をまとめて支払った場合は、請求書等により各月ごとの金額を確認し、ひと月分のみを対象とします。

【全般】

Q12 本応援金は課税対象となるか

A12 課税対象となります。なお、会計上の処理については税理士等にご相談ください。